

2020年2月

受益者のみなさまへ

アセットマネジメントOne 株式会社

**「マシュース・アジア株式ファンド(愛称:パシフィック・タイガー)」の
その他の費用・手数料の変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご愛顧賜っております「マシュース・アジア株式ファンド」において、昨年11月投資対象とする外国投資法人において、コーポレートガバナンスの更なる強化のため、管理会社(カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(ルクセンブルグ) S.A.)の新たな任命を行っております。そのため、運用管理費用(信託報酬)が投資対象とする外国投資法人において、新たに当該管理会社に対する費用項目として発生しております。したがって、受益者さまが信託財産で間接的に負担する費用が、下記の通り変更になりましたので、お知らせいたします。

なお、当ファンドの運用の基本方針や運用体制については一切の変更はございませんので、受益者のみなさまに特段のお手続きを求めるものではありません。

末尾とはなりますが、受益者のみなさまにおかれましては、今後とも弊社ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具



商号等／アセットマネジメントOne 株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

記

1. 変更内容

	変更前	変更後
委託会社	年率 0.30% (税抜)	年率 0.30% (税抜)
販売会社	年率 0.60% (税抜)	年率 0.60% (税抜)
受託会社	年率 0.03% (税抜)	年率 0.03% (税抜)
投資対象とする 外国投資法人	年率 0.90%程度 (注)ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。	年率 0.92%程度 (注)ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。
実質的な負担	年率 1.923% (税抜 1.83%)程度	年率 1.943% (税抜 1.85%)程度

2. 目論見書の変更日(上記変更内容の反映日)

2020年2月15日(土)

※投資対象とする外国投資法人の信託報酬等は、2019年11月4日付で変更されております。

以上

- 本件に関してご不明な点は下記までお問い合わせください。
アセットマネジメント One 株式会社 コールセンター 0120-104-694
受付時間: 営業日の午前9時~午後5時